

議案第111号

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部改正について、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月26日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第58条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第22条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては、」を「には」に改める。

附則第23条の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第24条の前の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第25条中「平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第27条（見出しを含む。）及び第28条の2中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第33条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「令第54条の38」を「令第54条の38第1項」に改める。

附則第36条の前の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第37条中「平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第38条（見出しを含む。）並びに第39条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 3 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。